



各 位

会社名 株式会社高速
代表者名 代表取締役社長 赫 裕規
(東証1部 証券コード 7504)
問合せ先
責任者 社長室長 及川 敏正
(電話 022-259-1611)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成26年11月6日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、健全な財務体質の維持及び将来の事業展開等、事業上必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、長期的に安定的かつ継続した企業価値向上を図り、株主の皆様に対して、安定した利益配当を継続していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、平成26年8月上旬、当社の筆頭株主である高速興産株式会社（以下「高速興産」といいます。本日現在の保有株式数6,473,676株、発行済株式総数20,973,920株に対する割合：30.87%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。））より、資金調達のためにその保有する当社普通株式の一部である1,600,000株（保有割合：7.63%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。高速興産は、当社の代表取締役会長である赫規矩夫氏の妻であり、かつ当社の代表取締役副会長である赫高規氏及び当社の代表取締役社長である赫裕規氏の母である赫由美子氏が代表取締役、当社の代表取締役会長である赫規矩夫氏及び当社の代表取締役社長である赫裕規氏が取締役、当社の代表取締役副会長である赫高規氏が監査役をそれぞれ兼務する創業家の資産管理会社です。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式と

して取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

高速興産の意向を踏まえ、当社において検討を行った結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（E P S）の向上や自己資本当期利益率（R O E）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、次の通り財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成26年8月13日に提出した第52期第1四半期報告書に記載された平成26年6月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は65億28百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も継続できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客觀性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成26年9月下旬に、高速興産に対して、過去3ヶ月間相当の期間における当社普通株式の終値の単純平均値からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である1,600,000株（保有割合：7.63%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました（具体的な条件につきましては、下記「3. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。）。その結果、高速興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式6,473,676株（保有割合：30.87%）の一部である1,600,000株（保有割合：7.63%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成26年11月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、高速興産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、1,800,000株（発行済株式総数に対する割合：8.58%）を上限しております。

当社は、高速興産より、平成26年11月6日付で本公開買付けに高速興産が保有する当社普通株式のうち一部である1,600,000株（保有割合：7.63%）を応募する旨の同意を得ております。なお、当社の代表取締役会長である赫規矩夫氏、代表取締役副会長である赫高規氏及び代表取締役社長である赫裕規氏は、それぞれ高速興産の取締役もしくは監査役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社と高速興産との事前の協議には、高速興産の立場からのみ参加し、

当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、高速興産より、本公開買付けに応募しない当社普通株式 4,873,676 株（保有割合：23.24%）については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,800,100 株（上限）	1,479,682,200 円（上限）

(注1) 発行済株式総数 20,973,920 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 8.58%

(注3) 取得する期間 平成 26 年 11 月 7 日（金曜日）から平成 27 年 1 月 30 日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取 締 役 会 決 議	平成26年11月 6 日（木曜日）
② 公 開 買 付 開 始 公 告	平成26年11月 7 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成26年11月 7 日（金曜日）
④ 買 付 け 等 の 期 間	平成26年11月 7 日（金曜日）から 平成26年12月 5 日（金曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 822 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けを決議した取締役会の開催日である平成 26 年 11 月 6 日の前営業日（同年 11 月 5 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値 927 円、同年 11 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 883 円（円未満四捨五入。以下、終値の単純

平均値の計算において同じとします。)、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値905円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成26年9月下旬に、高速興産に対して、過去3ヶ月間相当の期間における当社普通株式の終値の単純平均値からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である1,600,000株(保有割合:7.63%)の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年11月5日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値905円に対して、9.17%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)のディスカウントとなる822円(円未満四捨五入)を本公開買付価格として、高速興産に提示いたしました。その結果、高速興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式6,473,676株の一部である1,600,000株(保有割合:7.63%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。以上を踏まえ、当社は、平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を822円に決定いたしました。

本公開買付価格である822円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年11月6日の前営業日(同年11月5日)の当社普通株式の終値927円から11.33%、同年11月5日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値883円から6.91%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値905円から9.17%をそれぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、健全な財務体質の維持及び将来の事業展開等、事業上必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、長期的に安定的かつ継続した企業価値向上を図り、株主の皆様に対して、安定した利益配当を継続していくことを基本方針としております。

このような状況の下、平成26年8月上旬、当社の筆頭株主である高速興産(保有株式数6,473,676株、保有割合:30.87%)より、資金調達のためにその保有する当社普通株式の一部である1,600,000株(保有割合:7.63%)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

上記を踏まえ、当社において検討を行った結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を

重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客觀性を重視し、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,800,000 株	一株	1,800,000 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（1,800,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,800,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

1,502,600,000円

(注) 買付代金（1,502,600,000円）、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日
平成26年12月30日（火曜日）

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より

適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

1. 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

2. 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

3. 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成 26 年 12 月 5 日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、高速興産より、平成 26 年 11 月 6 日付で本公開買付けに高速興産が保有する当社普通株式のうち一部である 1,600,000 株（保有割合：7.63%）を応募する旨の同意を得ております。また、高速興産より、本公開買付けに応募しない当社普通株式 4,873,676 株（保有割合：23.24%）については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、平成 26 年 11 月 6 日に「平成 27 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。
- ④ 当社は、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として平成 27 年 3 月期の期末の 1 株当たりの配当予想を前回予想から 50 銭増配の 11 円 50 銭とすることを決議しました。詳細につきましては、平成 26 年 11 月 6 日付「剰余金の配当（中間配当）及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）平成 26 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	20,913,041 株
自己株式	60,879 株

以上